

資料修正箇所

- ・ 資料 1 25ページ
 26ページ

4. 施策・誘導方針について

居住誘導区域・地域生活拠点

赤字修正箇所

<取組施策(代表的なものを一部抜粋して記載)>

施策	具体的な取組
居住環境の改善	居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却
	居住環境の整備改善を図るため、空き家住宅又は空き建築物の活用
居住環境の整備	既存の公営住宅を再整備する場合、新たに建てられる公営住宅の土地が居住誘導区域内になるよう検討
	既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備及び若年世帯の住替えを促進するリフォーム等について支援
	地域特性やライフステージに応じて変化する居住ニーズに対応した、高齢者、障害者、子育て世帯など誰もが安心して暮らせる住環境の整備
	県産木材を使用して新築・改修を行う方に一部費用を支援
居住住宅の耐震化	震災に強い安全・安心なまちづくりを目的として平成12年5月31日以前に建築又は着工された木造一戸建ての住宅の耐震診断、補強設計及び耐震改修費用、昭和56年5月31日以前に建築又は着工された非木造一戸建て住宅又は一戸建て住宅以外の一般建築物及び共同住宅等の耐震診断、補強設計及び耐震改修を図る
住宅確保要配慮者向け住宅の充実	住宅確保要配慮者の登録住宅への入居を促進するため、事業者又は家賃債務保証業者に必要な補助金の交付
バリアフリー施設の整備推進	バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、移動システム(スロープ・エレベーター等)の整備、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備
	民間の特定建築物(学校、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、その他の多数の者が利用する建築物)のバリアフリー化を支援
空き家対策	空き家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた空き家を登録し、利用希望者に紹介する仕組みにより空き家の利活用促進を図る
移住者・ UIターン者 者の支援	鳥取市に定住する目的で住宅を新築、購入又は改修しようとする者、また、空き家にある家財道具を処分する者に対し、その費用の一部を助成
	東京圏への一極集中の是正、地方の中小企業等における人手不足の解消及び地域課題に対応した起業の促進を図るため、東京圏から鳥取市へ移住し、補助要件を満たす方に対して、移住支援金を交付

4. 施策・誘導方針について

居住誘導区域・地域生活拠点

<取組施策(代表的なものを一部抜粋して記載)>

赤字修正箇所

居住誘導施策

具体的な取組	内容
居住環境の改善	・居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却を行います ・居住環境の整備改善を図るため、空き家住宅又は空き建築物の活用を行います ◎取組への支援メニュー ➡空き家再生等推進事業【除却事業タイプ】（国） ➡空き家等除却事業（市） ➡空き家再生等推進事業【活用事業タイプ】（国）

具体的な取組	内容
移住者・ UJター ン 者の支援	→鳥取市に定住する目的で住宅を新築、購入又は改修しようとする者、また、空き家にある家財道具を処分する者に対し、その費用の一部を助成します ・東京圏への一極集中の是正、地方の中小企業等における人手不足の解消及び地域課題に対応した起業の促進を図るため、東京圏から鳥取市へ移住し、補助要件を満たす方に対して、移住支援金を交付します ◎取組への支援メニュー ➡UJターン者住宅利活用推進事業（市） ➡ふるさと移住支援金（市）